

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 7（情）第 3 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る過程

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和 7 年 1 月 4 日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

「広島県情報公開事務取扱要綱」に基づく「〇. 〇. 〇付け〇〇第〇号による不開示決定の審査請求」の照会を行った行政文書を開示願います。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年 1 月 20 日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 2 月 20 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の、審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

「〇. 〇. 〇付け〇〇第〇号による不開示決定の審査請求」の照会を行った行政文書の開示請求に対し、県は〇. 〇. 〇〇第〇号で行政文書不存在の決定をした。

しかし、〇. 〇. 〇付け〇〇第〇号に対して、すでに①〇. 〇. 〇〇第〇

号で諮問通知受領、②〇.〇.〇付け〇〇第〇号弁明書受領、③〇.〇.〇反論書3提出という経緯がある。こうした文書は行政文書に該当しないのか。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で主張する、本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件処分の内容

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる行政文書について作成又は取得していないとして、条例第7条第2項の規定により、本件処分を行った。

##### (2) 本件処分を行った具体的な理由

広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定。以下「要綱」という。）第4の7の規定により、「総務課は、担当部署が審査請求について却下裁決、認容裁決又は諮問を行っていない場合は、処理の促進を図るため、審査請求が提出され一定期間経過後（おおむね3か月後）、担当部署に、審査請求の処理方針及び処理計画を文書で照会するとともに、審査請求の処理方針を文書で照会後、定期的（おおむね3か月に1回）に、文書で審査請求の処理状況を照会する。」と定められている。

本件処分における実施機関の担当部署である総務局総務課は、要綱第4の7の規定により、各担当部署に対して審査請求の処理方針について照会を行う部署であることから、「「〇.〇.〇付け〇〇第〇号による不開示決定の審査請求」の照会を行った行政文書」とは、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号行政文書不開示決定（不存在）に対し提起された〇〇年〇月〇日付け審査請求（以下「別件審査請求」という。）について、要綱第4の7の規定により、実施機関が別件審査請求に係る担当部署に対し審査請求の処理状況の照会を行った行政文書であると捉えた。

実施機関が本件開示請求書を受け付けた〇〇年〇月〇日時点（原文ママ）では、別件審査請求について、実施機関は別件審査請求に係る担当部署に対して照会を行っていないことから、本件請求文書を保有しておらず、不存在を理由として本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「要綱に基づく「〇.〇.〇付け〇〇第〇号による不開示決定の審査請求」の照会を行った行政文書」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件請求文書について

実施機関は、弁明書において、「実施機関の担当部署である総務局総務課は、要綱第4の7の規定により、各担当部署に対して審査請求の処理方針について照会を行う部署であることから、「〇.〇.〇付け〇〇第〇号による不開示決定の審査請求」の照会を行った行政文書」とは、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号行政文書不開示決定（不存在）に対し提起された〇〇年〇月〇日付け審査請求（以下「別件審査請求」という。）について、要綱第4の7の規定により、実施機関が別件審査請求に係る担当部署に対し審査請求の処理状況の照会を行った行政文書であると捉えた」と主張している。

審査会から実施機関に対し、要綱に基づいて行われる審査請求に関する照会は、弁明書において記載のある第4の7によるもののほかにも存在するののかについて確認したところ、実施機関は、「広島県情報公開事務等取扱要綱において示されている審査請求に係る照会は、弁明書に記載している第4の7の規定による照会のみである。」と説明する。

審査会において、要綱を見分したところ、第4の7に「総務課は、担当部署が審査請求について却下裁決、認容裁決又は諮問を行っていない場合は、処理の促進を図るため、審査請求が提出され一定期間経過後（おおむね3か月後）、担当部署に、審査請求の処理方針及び処理計画を文書で照会するとともに、審査請求の処理方針を文書で照会后、定期的（おおむね3か月に1回）に、文書で審査請求の処理状況を照会する。」と定められていた。また、要綱第4の7のほかに、審査請求に係る照会についての定めは、見受けられなかった。

これらのことからすると、本件請求の対象となる文書について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号行政文書不開示決定（不存在）に対し提起された別件審査請求について、要綱第４の７の規定による照会を行った行政文書であると捉えたとの実施機関の主張に不自然・不合理な点はなく、妥当であると認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、弁明書において、「実施機関が本件開示請求書を受け付けた時点では、別件審査請求について、実施機関は別件審査請求に係る担当部署に対して照会を行っていないことから、本件請求文書を保有しておらず、不存在を理由として本件処分を行った」と主張していることから、審査会から実施機関に対し、本件請求の対象となる文書の検索方法について確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

本件請求文書については、弁明書に記載したとおり、「〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号行政文書不開示決定（不存在）に対し提起された〇〇年〇月〇日付け審査請求（以下「別件審査請求」という。）について、要綱第４の７の規定により、実施機関が別件審査請求に係る担当部署に対し審査請求の処理状況の照会を行った行政文書」であると捉えた。

別件審査請求のあった〇〇年〇月〇日から、当該審査請求に対する裁決のあった〇〇年〇月〇日までの期間を対象に、文書管理システム及び総務課の共有フォルダ内について検索を行った。なお、対象となる照会文書は存在しなかった。

また、審査会において、別件審査請求に対する広島県情報公開・個人情報保護審査会の答申を見分したところ、同答申の第５審査会の判断において、「当審査会において総務局総務課に確認したところ、別件審査請求（審査会注：上記〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号行政文書不存在通知書に対する審査請求をいう。）について、総務局総務課から本件処分（審査会注：上記〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号行政文書不開示決定（不存在）をいう。）の担当部署である土木建築局砂防課（以下「砂防課」という。）に対し、要綱に基づく照会を行っていないとのことであった」との記載があり、要綱に基づく照会が行われていないことが既に言及されていた。

これらのことを踏まえると、本件請求文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はないものと認めら

れる。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は、妥当である。

### **3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 別 記

### 審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                       | 処 理 内 容      |
|-----------------------------|--------------|
| 令和7年7月2日                    | ・ 諮問を受けた。    |
| 令和8年6月25日<br>(令和8年度第3回第2部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年7月30日<br>(令和8年度第4回第2部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

## 参 考

### 答申に関与した委員（五十音順）

#### 【第2部会】

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 岩 本 瑞 穂            | 弁護士      |
| 門 脇 美 恵            | 広島修道大学教授 |
| 西 條 潤<br>( 部 会 長 ) | 近畿大学准教授  |